

議案第37号

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年6月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2第4項第1号（法第78条の2の2第1項の規定により適用される場合を含む。）の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う者に限る。）（以下この項において「法人等」という。）とする。ただし、法人等の役員（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）、開設者又は管理者（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の4に規定する診療所の管理者をいう。）のうちに天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当する者があるものを除くものとする。

第5条第1号中「政令で定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「政令で定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」

を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の20の3中「第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに」を「第59条の9第4号、第59条の10第5項及び」に改める。

第82条第6項の表中「（昭和23年法律第205号）」を削る。

第190条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。